

同志社法学

総目次

第四九卷

自第二五三
至第二五八号

ドイツにおける有限会社分割規制について……………	早川 勝……………	一 (二五三)	一 ()
労使紛争処理システムの将来……………	安枝英紳……………	二 (二五四)	一 (三二九)
内容虚偽の供述調書と証拠偽造罪……………	十河太朗……………	二 (二五四)	二八 (三五六)
現代イギリスの行政改革……………	君村 昌……………	三 (二五五)	一 (七〇九)
——エージェンシー化の進展とアカウントビリティをめぐる一考察——			
欧州同盟 (European Union) と国家主義……………	金丸輝男……………	三 (二五五)	五四 (七六二)
——政策決定過程における国家主権の変容——			
ワシントン海軍軍縮の政治過程……………	麻田貞雄……………	三 (二五五)	九二 (八〇〇)
——ふたりの加藤をめぐって——			
イギリス下院議員の選挙区活動……………	梅津 實……………	三 (二五五)	一二二 (八三〇)
「海と法文化——海から見る二一世紀の法文化——」について……………	清水征樹……………	三 (二五五)	一五三 (八六一)
——比較法文化学会・第一回「研究交流」全国大会「基調報告」より——			
ポストモダン・リベラリズムの可能性……………	富沢 克……………	三 (二五五)	一六七 (八七五)
——一つの粗描——			

動乱期の思想形成……………小野 修…四九 三(二五五) 一九五(九〇三)

——モアとホップズの登場——

五五年体制下の自民党支持率と経済政策に対する評価……………西澤由隆…四九 四(二五六) 一(二〇一一)

EU社会政策における同一賃金及び均等待遇原則……………上田達子…四九 四(二五六) 二六(二〇三六)

法命令説と国際法……………八木鉄男…四九 五(二五七) 一(二三四一)

新民事訴訟法のもとでの裁判所書記官の役割……………上北武男…四九 五(二五七) 一四(二三五四)

——訴訟の非訟化と裁判所書記官の職務内容の質的变化について——

明治政権初期の西欧化施策……………伊藤彌彦…四九 五(二五七) 六三(二四〇三)

栗生武夫の法律観について……………岩野英夫…四九 五(二五七) 九七(二四三七)

——明治末から大正末までの時代を中心にして——

揺籃期の「井ヶ田法史学」……………田中修實…四九 五(二五七) 一九三(二五三三)

——「日本固有法」「日本法理」の時代との問題史的対比から——

明治地方制度の成立とその特徴(四)……………居石正和…四九 五(二五七) 二三一(二五七一)

——府県制草案へのロエスレルの批判——

裁判基準としての「習慣」と民事慣例類集……………村上一博…四九 五(二五七) 二九〇(二六三〇)

明治二一年市制と執行機関……………田口昌樹…四九 五(二五七) 三四〇(二六八〇)

——名古屋市を事例として——

J・ベンサムと期待の原理……………	戒能通弘…四九	五(二五七)	三七五(一七一五)
—— 新たなるベンサム像の提示をめざして——			
包括受遺者の債務承継について……………	佐藤義彦…四九	六(二五八)	一(一八四二)
—— 研究ノート抜粋——			
契約責任と契約解釈の交錯と限界……………	上田誠一郎…四九	六(二五八)	二四(一八六四)
—— 契約締結上の過失による契約調整論と不明確条項解釈準則——			
抵当権者による収益型債権回収について……………	梶山玉香…四九	六(二五八)	五八(二八九八)
不貞行為と共同不法行為責任について……………	中川 淳…四九	六(二五八)	一一三(一九五三)
—— 最近の最高裁判例の立場——			
法 と 時 間……………	石田喜久夫…四九	六(二五八)	一四七(一九八七)
—— 公序良俗違反判断の基準時——			
懲罰的損害賠償試論……………	藤倉皓一郎…四九	六(二五八)	一八〇(二〇二〇)
—— アメリカ不法行為法の視点から——			
再婚禁止期間の再検討……………	渡邊泰彦…四九	六(二五八)	二二五(二〇五五)
表見代理有権代理説の可能性を探る……………	白井 豊…四九	六(二五八)	二六六(二一〇六)
—— フルメ以降の学説を参考にして——			
ドイツ国際私法における遺言執行……………	林 貴美…四九	六(二五八)	三三〇(二一七〇)

研究ノート

国連平和維持活動に関わる武力行使の規制(二)……………新井 京…四九 一(二五三) 二四(二四)

——コンゴ国連軍による武力行使の再検討——

ジョセフ・ラズの卓越主義的リベリズム(一)……………濱真一郎…四九 一(二五三) 六五(六五)

ソレルとル・ボン……………長谷川一年…四九 一(二五三) 九四(九四)

——群衆と社会主義をめぐって——

近代刑法形成期における「魔女裁判」……………高橋直人…四九 一(二五三) 一三七(一三七)

——バイエルン刑事法典(一七五二年)の処罰規定とその実際——

不動産担保物権の対抗(二)……………吉井啓子…四九 一(二五三) 一八二(一八二)

——フランス抵当制度からの考察——

国連平和維持活動に関わる武力行使の規制(二・完)……………新井 京…四九 二(二五四) 五七(三八五)

——コンゴ国連軍による武力行使の再検討——

ジョセフ・ラズの卓越主義的リベリズム(二・完)……………濱真一郎…四九 二(二五四) 八六(四一四)

ドイツ国際相続法における準拠法選択に関する一考察……………林 貴美…四九 二(二五四) 一二〇(四四八)

——近時の裁判例を手がかりに——

不動産担保物権の対抗(二・完)……………吉井啓子…四九 二(二五四) 一六〇(四八八)

——フランス抵当制度からの考察——

「国際連合要員及び関連要員の安全に関する条約」の

適用範囲……………新井 京…四九 三(二五五) 二二八(九二六)

——戦争法との関係を中心として——

企業殺人 (corporate homicide) と企業の刑事責任……………川崎友巳…四九 四(二五六) 七一(二〇八一)

——英米における企業への殺人罪の適用が意味するもの——

ケベック・レファレンダムとカナダ連邦制の再編成……………太田唱史…四九 四(二五六) 一五八(二一六八)

——一九八〇年～一九九六年——

開かれた地域主義 (Open Regionalism) とは何か……………菅沼靖志…四九 四(二五六) 二〇四(二二二四)

——“Open”の論争性を中心として——

判例研究

プロサッカー選手契約の成立を認め、チームによる当該

契約解除を無効として給与支払請求権を認容した事例……………川井圭司…四九 一(二五三) 二二六(二二六)

——フューチャーズ・フットボール・クラブ事件——

(同志社大学社会法研究会)

建設業法違反と両罰規定……………川崎友巳…四九 二(二五四) 一九六(五二四)

完全週休二日制実施と引き換えに

一日の所定労働時間を延長した就業規則変更の合理性……………谷本義高…四九 二(二五四) 二二二(五四〇)

——北都銀行 (旧羽後銀行) 事件——

(同志社大学社会法研究会)

資料

アルトウール・カウフマン

ドイツ民主共和国の名において犯された不法をめぐる

議論における法律上の不法と法律を超える法に

ついでにのラートブルフ公式……………上田健二(訳)……………四九 一(二五三) 二三一(二三一)

エルンスト・ヨアヒム・メストメッカー

欧州連合における経済体制について……………早川 勝(訳)……………四九 一(二五三) 二五四(二五四)

ドイツ親子法改正の政府草案について(一)……………渡邊泰彦……………四九 一(二五三) 二八五(二八五)

アルトウール・カウフマン記念論文集の紹介(6)

H・H・イエシエック

比較法的観点から見た

イタリア新刑事訴訟法の基本思想……………上田健二監修……………四九 一(二五三) 三一六(三一六)

(紹介者・松田岳士)

アルトウール・カウフマン記念論文集の紹介(7)

K・リューダーセン

刑罰に代わるべき他の手段……………上田健二監修……………四九 二(二五四) 二三七(五六五)

(紹介者・井上宜裕)

ヨーロッパコンツェルン法の新たな展開とその方向……………早川 勝……………四九 二(二五四) 二四六(五七四)

ドイツ親子法改正の政府草案について(二・完)……………	渡邊泰彦…四九	二(二五四)	二六七(五九五)
翻 訳			

アルトウール・カウフマン

法哲学的視点から見た寛容の理念……………	上田健二(訳)…四九	二(二五四)	二九八(六二六)
----------------------	------------	--------	----------

エルンストリヨアヒム・メストメッカー

ローマかマーストリヒトか……………	早川 勝(訳)…四九	二(二五四)	三二八(六五六)
-------------------	------------	--------	----------

クラウス・シユテルン

ドイツの憲法……………	渡辺暁彦(訳)…四九	二(二五四)	三三六(六六四)
-------------	------------	--------	----------

——継続と改革の狭間に揺れる統一ドイツの憲法——

トム ハデン

企業集団における責任……………	早川 勝(訳)…四九	三(二五五)	二七七(九八五)
-----------------	------------	--------	----------

——有効な規制のための枠組み——

ドイツ組織変更法……………	早川 勝(訳)…四九	四(二五六)	一三四(二二四)
---------------	------------	--------	----------

同志社法学 第四九卷 執筆者紹介 (ABC順)

新井 京

同志社大学大学院
法学研究科博士課程

岩野 英夫

同志社大学法学部教授

麻田 貞雄

同志社大学法学部教授

戒能 通弘

同志社大学大学院
法学研究科博士課程

藤倉 皓一郎

早稲田大学法学部教授

梶山 玉香

同志社大学法学部助教授

濱 真一郎

同志社大学大学院
法学研究科博士課程

金丸 輝男

同志社大学法学部教授

長谷川 一年

同志社大学大学院
法学研究科博士課程

川井 圭司

同志社大学大学院
法学研究科博士課程

早川 勝

同志社大学法学部教授

川崎 友巳

同志社大学大学院
法学研究科博士課程

林 貴美

同志社大学大学院
法学研究科博士課程

君村 昌

同志社大学法学部教授

井ヶ田 良治

同志社大学名誉教授

松田 岳士

京都大学大学院博士後期課程
日本学術振興会特別研究員

井上 宜裕

大阪市立大学大学院
法学研究科博士課程

村上一博

明治大学法学部助教授

石田 喜久夫

神戸大学名誉教授

中川 淳

広島大学名誉教授
京都女子大学教授

伊藤 彌彦

同志社大学法学部教授

西澤 由隆

同志社大学法学部助教授

小野 修	同志社大学名誉教授 同志社大学文学部嘱託講師	上田 健二	同志社大学法学部教授
居石 正和	島根大学法文学部法学科教授	上田 誠一郎	同志社大学法学部助教
太田 唱史	同志社大学大学院 法学研究科博士課程	上田 達子	同志社大学法学部助手
佐藤 義彦	同志社大学法学部教授	上北 武男	同志社大学法学部教授
清水 征樹	同志社大学法学部教授	梅津 實	同志社大学法学部教授
十河 太朗	同志社大学法学部嘱託講師	臼井 豊	同志社大学大学院 法学研究科博士課程
菅沼 靖志	同志社大学大学院 法学研究科博士課程	渡辺 暁彦	同志社大学大学院 法学研究科博士課程
田口 昌樹	中京大学非常勤講師	渡邊 泰彦	同志社大学大学院 法学研究科博士課程
高橋 直人	同志社大学大学院 法学研究科博士課程	八木 鉄男	元同志社大学名誉教授
田中 修實	岡山県立瀬戸高等学校 教諭 博士(文学)	安枝 英紳	同志社大学法学部教授
谷本 義高	関西外国語大学外国語学部助教	吉井 啓子	同志社大学大学院 法学研究科博士課程
富沢 克	同志社大学法学部教授		